

「女性が輝く日本」の実現に向けて (抜 粋)

平成26年5月28日

厚生労働大臣 田村 憲久

「子育て支援員（仮称）」^(※)の創設について（案）

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

更に意欲のある方は、
保育士、家庭的保育者（保育ママ）
放課後児童支援員に！

研修など

「子育て支援員（仮称）」

小規模保育

保育従事者

家庭的保育

家庭的保育補助者

一時預かり

保育従事者

事業所内保育^(※)

保育従事者

放課後児童
クラブ

補助員

ファミリー・サ
ポート・センター

提供会員

利用者支援事業

専任職員

地域子育て
支援拠点

専任職員

乳児院
児童養護施設

補助的職員

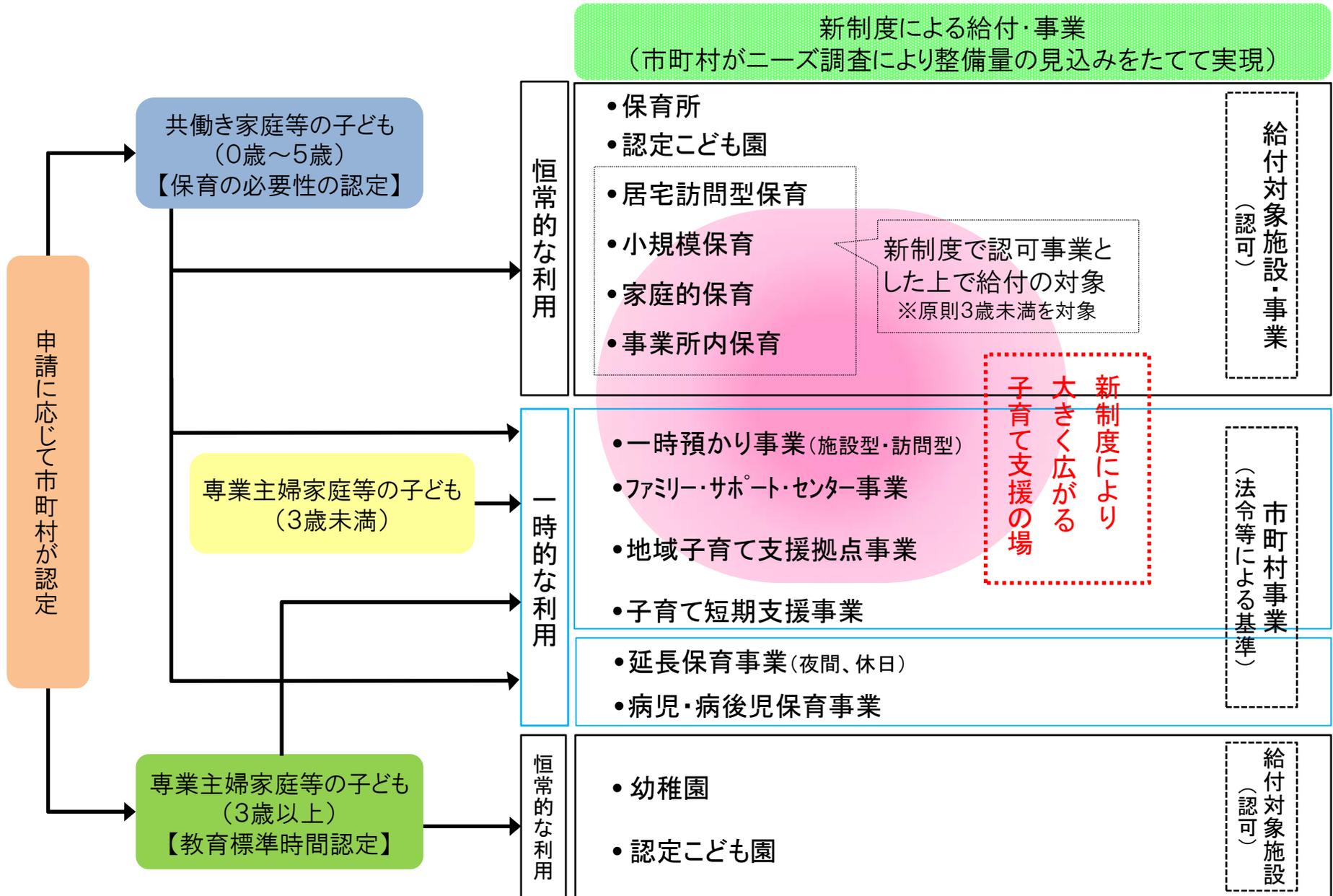
子育てが一段落した専業主婦等

子育て支援員（仮称）研修

（※）定員19名以下のものに限る。

子ども・子育て支援新制度による子育て支援の場の広がり

○ 子ども・子育て支援新制度により、すべての小学校就学前の子どもを対象とする保育や子育て支援の場が広がる。



「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について（案）

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となる。
- このため、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定する等、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度を創設する。

「子育て支援員（仮称）」制度

- 「子育て支援員（仮称）研修」を国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施。
 - 様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意。
 - 主婦等が研修を受けやすくするための支援を検討。
- 研修修了者を「子育て支援員（仮称）」として研修の実施主体が認定。全国で通用。
 - 認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かり・事業所内保育の保育従事者等として従事可能。

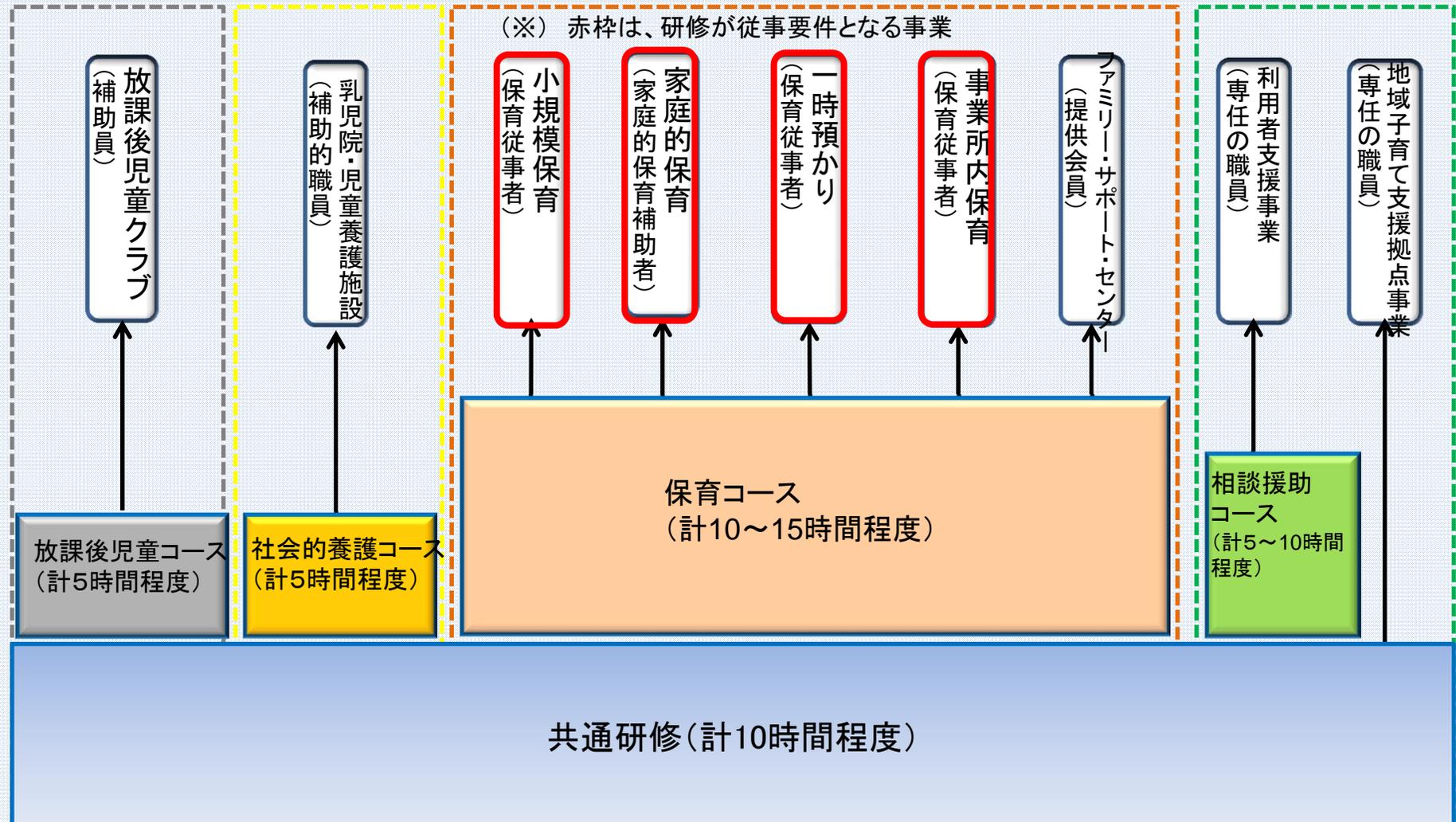


- 更に意欲のある方には、保育士、家庭的保育者（保育ママ）、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みを検討。
- 具体的には、「子育て支援員（仮称）」と認定された者について、
 - ・保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントする
 - ・保育ママ・放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除する等を今後検討。

「子育て支援員（仮称）」の創設について（研修体系イメージ）

研修体系のイメージ

※具体的な研修時間・カリキュラムは、今後検討会等で有識者の意見を踏まえ策定する。



※主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない。

保育士確保に当たっての取組について

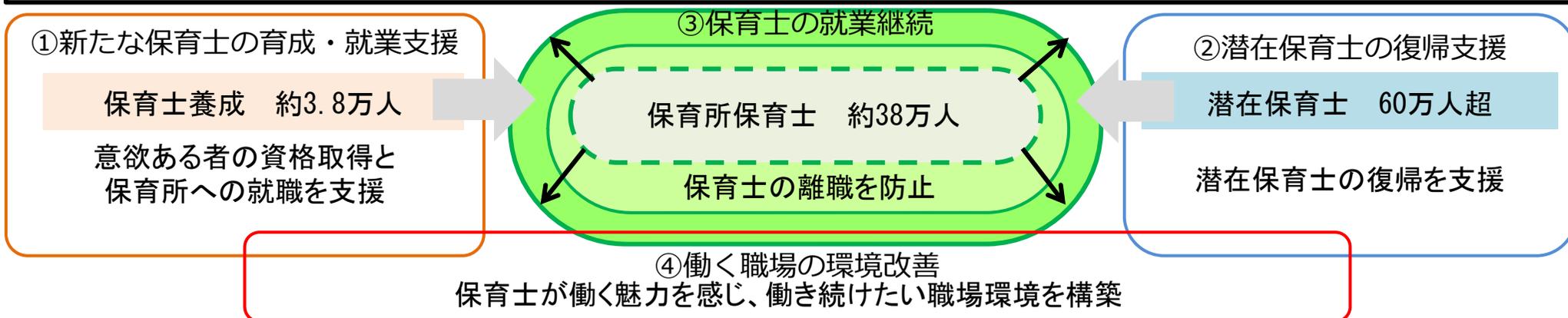
- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量の拡大とともに、**保育士の確保を支援パッケージの1つの柱として推進**
- 保護者は保育の質の確保を強く求めており、保育士の確保への要請が強い

※ 子ども・子育て支援法 附則第2条第3項

「政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、（略）人材確保のための方策について検討を加え（略）」

※ 子ども・子育て支援法案等に対する附帯決議（参議院）

「施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、（略）幼児教育・保育の質の改善を十分考慮する（略）」



保育士確保対策

- ① 「**新たな保育士の育成・就業支援**」
意欲ある者の資格取得と保育所への就職を支援
- ・ 認可外保育施設等において保育士になろうとする者の資格取得費用を支援
 - ・ 保育士養成施設の学生に保育の魅力伝えるなどし、保育士資格を取得後に、保育所で勤務する者を増加

- ② 「**潜在保育士の復帰支援**」
60万人超える潜在保育士の復帰を支援
- ・ 保育士・保育所支援センターやハローワークによる就職相談等
 - ・ ブランクによる不安を解消するため、復帰前の実技研修

- ③ 「**保育士の就業継続**」
保育士の離職を防止
- ・ 新人保育士等への離職防止の研修
 - ・ 保育の質向上の研修

- ④ 「**働く職場の環境改善**」
保育士が働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境を構築
- ・ 雇用管理の改善のための研修
 - ・ 処遇改善

「保育士確保プラン」策定

子ども・子育て支援新制度における自治体の計画を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」の推進に必要な保育士を確保

保育士確保プランの策定

【平成26年秋】

【平成26年末】

